



事務所だより

Vol.44

SUMMER
2017

編集・発行：山口法律会計事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満1丁目7番20号 JIN・ORIX ビル6階

TEL 法律部門：06-6361-3234 税務部門：06-6361-3224 FAX 法律・税務共通 06-6361-0096

ホームページ <http://yamaguchi-law.jp> E-mail office @ yamaguchi-law.jp(2017年7月発行)

二〇一七年
盛夏

税理士	弁護士	弁護士	弁護士	弁護士	弁護士	弁護士
山口裕之	山崎直美	藤原智絵	東尚吾	山口昌之	斉藤真行	山口健一



沖縄・西表島（撮影 吉田光範）

暑中お見舞い申し上げます

1947年5月3日、日本国憲法が施行され、日本は国民主権・平和主義・基本的人権の尊重を柱とする、新しい国としてスタートしました。そして、これまで一度も戦争をすることなく、多くの人たちが、民主主義を発展させるために、力を尽くしてきました。また、平和国家・民主主義国家として、世界で名誉ある地位を確立しようと努力してきました。今、その国民の大きな願いが、次々と踏みこまれようとしています。

安保法制で、戦争の出来る国になろうとしています。

秘密保護法で、国は政府に都合の悪い文書は、すべて秘密指定し、国民の知る権利が脅かされています。

共謀罪。日弁連をはじめ、多くの国民が「日本が監視社会になる、自由にものが言えなくなる」と反対した共謀罪も成立しました。

これらの法律の制定過程では、いずれも、十分な審議がなされないまま、多数決で強行採決したという共通点があります。

そして今、最も気がかりなのは、批判的精神を失いつつあるマスコミです。権力を恐れず批判し、少数者や社会的弱者の意見をきちんと伝える、そんなマスコミのあるべき姿が問われています。

【日本国憲法 第21条】

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

大阪弁護士会会長・日弁連副会長を終えて

弁護士 山口健一

今年の3月で、大阪弁護士会の会長、日弁連の副会長の任期を終えて、4月から事務所に復帰しています。この間、事務所を留守にして、多くのみなさんにご迷惑をおかけいたしました。今は、他のメンバーと

共に弁護士業務を行っています。昨年1年間は、月・火曜日は、大阪で大阪弁護士会の会長としての仕事を、水曜日から週末までは、ほとんどを東京で日弁連の仕事をするという生活でした。

間400回以上の弁護士向けの研修が行われています。

それ以外にも、日弁連は、人権擁護団体として、さまざまな活動を行っています。

先の熊本地震の時には、全国の弁護士が現地に行ったり、電話での法律相談活動をしました。

そのほかにも、この間、日弁連の名前でも出された意見書や声明は数多くあります。

安保法制や共謀罪に反対する声明、死刑を廃止することを求める宣言等、新聞やテレビ等でも報道されたものだけでなく、原発問題に関する声明、政府の放送についての介入に対し、報道の自由を求める声明、地球温暖化に関する意見書、銀行等の過剰貸し付けの防止を求める意見書等々。他にも数多くの意見書や声明を出しています。

これらの声明等を出すにあたっては、日弁連の中にこれらの課題を議論し、行動している委員会などがあり、いつも活発な議論を行っています。

新聞などを丁寧に見ていただくと、「この問題について日弁連は…」

というのが、あらゆるところで出てきます。

世界でもまれに見る人権擁護団体として、基本的人権の擁護と社会正義を実現する（弁護士法1条）ために、日弁連も、大阪弁護士会も、さまざまな活動を行っています。

これらの活動や議論に直接参加してきた1年は、通常の弁護士業務とはまた違った意味でやりがいのある充実した1年間でした。

みなさまにご迷惑をおかけしながらも得ることができた貴重な経験を、これからの弁護士業務にも役立てていくことができるよう、精進していきたいと思います。



事務所に復帰しました

大阪弁護士会では、北区にある弁護士会館、府下の相談所、自治体などで、1年中法律相談を行っています。また当番弁護士制度のように、警察に逮捕された人に対し、1回は無料で接見に行くという制度を1年365日行っています。また、それぞれの弁護士が、依頼者の期待に十分応えられるような技術を習得できるように、年



離婚の決断

弁護士

山口昌之



はじめに

近時、離婚の相談件数がかなり増えていっていると思います。統計によると、毎年新たに婚姻する男女と離婚する男女の割合が約3対1となっており、離婚に至る割合が増えているようです。

離婚時の取り決め

離婚は、性別を問わず人生における大きな決断です。精神的な負担は言うまでもないことですが、今まで経済的に一体として生活していた夫婦が、全く別々に生活していくことになるため、金銭面での取り決め（財産分与、慰謝料、年金分割）も必要になってきます。子どもがいる場合であれば、どちらが引き取るのか（親権者の指定）、今後の養育費をどうするのか、ということも決めなければなりません。

なかには、離婚はしたいけれども、

事情があつてなかなか決断できないというケースもあります。

以下では、私が取り扱った離婚事件の中から、長年にわたる交渉や裁判手続を経て、離婚の決断に至った事案をご紹介します（※実際の事案そのものとは少し変えています）。

決断の難しさ

依頼者は30代の女性で、3人の子どもがいました。夫は、数年前から交際している女性がおり、そのことが発覚すると家を出て行ってしまいました。

夫は離婚を迫ってきましたが、依頼者は収入もわずかで、子どもたちもまだ学生であったことから、経済的なことを考えると、とても離婚に踏み切ることはできませんでした。加えて、不貞行為をした夫からどうして離婚を迫られなければならないのか、納得がいきませんでした。

夫が出て行ってから1年後、次男

が白血病を発症したことが判明しました。治療には骨髓移植をする以外に方法がなく、高額な医療費もかかりました。依頼者は、夫が出ていき、次男も病気になる、誰も頼るところがなかったことから、心身の疲労からうつ病を発症しました。

私としては、まずは毎日の生活を何とかしなければならぬと考え、婚姻費用の分担調停を起しました。調停後の審判では、双方の収入を加味して月額30万円を超える婚姻費用が支払われることになりました。

次男は、長期間の入院生活を経て、何とか学校生活に戻ることができましたが、薬の副作用も大きく、不登校気味となりました。依頼者は、次男のことで自身の病気のことで精いっぱいとなり、長女と次女のことを構ってあげられないことにも苦しんでいました。こういうときに、夫がそばにいてくれたら……と。

その間、夫は2度離婚調停を申し立て、2度目の調停が不調になった後には離婚訴訟を提起してきました。依頼者は、離婚には応じないという姿勢を続けました。しかし、夫が家を出て行ってからすでに7年に

なろうとしており、どこかで離婚の決断をしないといけないとも考えていました。

そして、訴訟の中で、子どもたちの学費を含めた今後の養育費、次男の病気が再発した場合の経済的支援、離婚に際しての解決金等について、夫側から大幅な譲歩を引き出し、ついに裁判所において離婚が成立することとなりました。

夫を許せない、離婚はしたい、子どもたちの今後の生活が心配だ、という様々な心境がある中での決断でした。私が初めて相談を受けてから、丸6年が経った頃でした。

できる限りの支援を

ご紹介した依頼者には、次々に大変なことが起こりました。私としては、できるだけ気持ちに寄り添い、法的にできることは最善を尽くすということだけは続けてきたつもりです。

離婚をすることは、大きな決断です。その決断には、様々な事情が重なります。我々としては、そのような中で、依頼者にとってできる限りの支援をしていきたいと考えています。

ブラック企業をなくそう

「罰金」にご注意を！

弁護士 斉藤真行

某コンビニで…

某コンビニが、風邪で欠勤した高校生の給料から、休んだ日の給料分とは別に「ペナルティー」(罰金)として10時間分の金額を差し引いた、という事件がありました。

どんなときに「罰金」が？

「休むなら交代をさがさないと罰金」などの「ペナルティー」があらかじめ決まっている場合の「罰金」(違約金)、懲戒処分としての「罰金」



その制度は違反です

(減給)、会社に損害を与えた場合の「罰金」(損害賠償)などがあります。

ペナルティー(違約金)を

前もって決めることは法律違反

労働基準法16条は「違約金」を定めたり「損害賠償を予定する」契約を禁止しています(罰則あり)。

減給処分には限界がある

労働基準法91条は懲戒処分としての減給の限度として「一回の額が平均賃金の一日分の半額を超えてはいけない」「総額が一賃金支払期における賃金の総額の十分の一を超えてはいけない」としています(罰則あり)。

損害賠償の請求は？

労働者が仕事中のミスで会社に損害を与えた場合でも、当然に損害の全額を賠償することにならない点に注意してください。

使用者と労働者の公平や、労働者の生活を配慮して、減額している裁判例が多数あります。

給料全額払いの原則

使用者が一方的に給料を減らせる

民法が改正されました

概要

普段の生活をルールづける法律は数多くありますが、そんななかでも、みなさんの社会生活の相互関係を一般的に規律する民法が、このたび、抜本的に見直され、平成29年5月26日に、改正法が成立しました。

民法は、総則・物権法・債権法・親族相続法といった分野を定めるものですが、このたび、見直しの対象となったのは債権関係の分野です。

債権関係は、個人や法人などの間の契約等のルールに関わるものが中心であり、その内容はみなさんの生活に密接にかかわるものです。

のは、遅刻・早退・欠勤やストライキによる不労、懲戒処分としての出勤停止や減給の場合だけで、使用者は損害賠償請求権を根拠に賃金を減額(相殺)することはできません(労働基準法24条・全額払いの原則)。

の、遅刻・早退・欠勤やストライキによる不労、懲戒処分としての出勤停止や減給の場合だけで、使用者は損害賠償請求権を根拠に賃金を減額(相殺)することはできません(労働基準法24条・全額払いの原則)。

弁護士 東 尚吾

消滅時効の見直し

例えば、金銭を請求する権利(債権)がある場合、その請求する権利を行使せず、一定の期間が経過した場合の、消滅時効という制度があります。

現行民法は、債権の時効期間は10年を基本としつつも、権利の種類によつて短期消滅時効を定めていましたが、改正民法は、短期消滅時効を廃止し、「権利を行使することができることを知った時から5年間」「権利を行使することができる時から10年間」と定めています。

配偶者控除が改正されます

概要

平成29年度税制改正により、「一億総活躍社会」の実現、日本全体の成長力の底上げのための働き方改革として、所得税・住民税において、

本人の給与収入		1,120万円以下	1,120万円超 1,170万円以下	1,170万円超 1,220万円以下	1,220万円超
配偶者控除	-	38万円	26万円	13万円	0
配偶者特別控除	配偶者の給与収入 103万円超 150万円以下	38万円	26万円	13万円	0
	150万円超 155万円以下	36万円	24万円	12万円	0
	...	...	...	...	...
	197.2万円超 201.6万円未満	3万円	2万円	1万円	0

税理士 山口裕之

配偶者控除・配偶者特別控除が改正されました。

背景

近年、正社員の終身雇用・年功賃金を中核とする雇用システムの構造変化を背景に、男性の雇用者と専業主婦の妻からなる「片働き世帯」は減少する一方で、「共働き世帯」が増加しています。また、今後も人口減少が続くと見込まれる中で、女性が働きやすい環境づくりが重要となっています。他方で、配偶者が年末に就業時間を調整することによって、納税者本人に配偶者控除が適用される103万円以内にパート収入を抑える傾向があると指摘されています（いわゆる「103万円の壁」）。

近年、人手不足と感じている企業が多く、最低賃金が引き上げられていくにつれて、この傾向はさらに強まるのではないかと懸念されています。このような就業調整の課題に

法定利息の見直し

金銭を請求する権利の場合、利息の問題もあります。法律上定められた利息の利率（法定利率）は、現行民法では年5%の固定利率ですが、改正民法は、施行時を年3%としたうえで、その後、3年ごとに見直す変動制を採用しています。

保証債務の見直し

事業のための貸金等債務を保証する場合、保証人に不測の負担を生じさせることも懸念されることから、改正民法では、保証債務の履行意思

を表示する公正証書の作成を義務付ける厳格な手続きが新設されました（経営者が個人保証する場合などは除かれます）。

そのほか、主たる債務が期限の利益を失った場合の債権者から保証人への情報提供義務なども定められています。

おわりに

これらは、改正民法の内容の一例であり、その他、定型約款の合意等、重要な改正を多く含みます。

改正民法の施行は、公布から3年以内とされています。

対応するため、配偶者控除の対象となる給与収入を150万円に引き上げることでされました。なお、この

150万円は全国加重平均の時給1000円で、1日6時間、週5日勤務した場合の年収144万円を上回る金額とされています。

改正点

① 配偶者の給与収入が103万円を超えた場合であっても、給与収入が150万円までは、配偶者控除

と同額の所得控除が受けられるようになります。

② 納税者本人の給与収入が1120万円を超え、1220万円までは、控除額が段階的に引き下げられることになります。

③ 納税者本人の給与収入が1220万円を超える場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除を受けることができなくなります。

④ 平成30年分以後の所得税、平成31年分の住民税より適用されます。

以前の借入先から突然 訴状が届いたら

弁護士 枝川直美

突然の訴状

ある日Aさんの元に、突然、貸金返還請求訴訟の「訴状」が届きました。Aさんは、提訴をした原告である消費者金融から借入れをしたことがありました。しかし、すでに10年ほど前にすべて返済していたと認識していたため、突然の訴状に驚きました。

Aさんは、どうするか悩みましたが、「消費者金融が間違っただけで裁判を提起してくることはないだろう。訴状に記載されている金額を返さなければならぬ。でも全額返せないからどうしよう」と思い悩み、裁判を起こしてきた消費者金融に電話をかけました。

Aさんが、事情を伝えたところ、担当者から、『原告の請求を認めます。』のところにチェックを入れ、『原告の担当者と話をして、1か月1万円を返済することになりました。』と書いて、裁判所に答弁書を提出すれば、裁判当日は、裁判所に行かなくてもいい」と言われたため、担当者の言う通りにし、裁判当日は裁判所に行きませんでした。そうしたところ、原告の請求額全額を支払えという判決文がAさんの元に送られてきました。驚いたAさんが、法律相談に來られました。

時効の援用が認められるか

Aさんの債務は、すでに10数年前から返済をしていないもので、時効期間が経過していました。時効期間が経過しているものについては、「時

効を援用します」という通知をすれば、債権者はもう請求することができません。Aさんの場合、訴状が届いた段階で、時効を援用しますという通知をすれば、それで済むことでした。当然、原告側も時効期間が経過していることは知っていたはずですから。

それでも、Aさんが時効について知らない可能性があるため、裁判をしてきたのです。

時効完成後に、原告の請求を認めるといふ書面を出すことは、時効利益の放棄に当たります。これまでの裁判例によると、時効利益放棄後に時効の援用をすることは、原則として認められていません。

なぜなら、債務者が時効の利益を放棄したことにより、債権者はもう時効の援用をしないであろうと信頼しており、その債権者の信頼を保護すべきと考えられているからです。

控訴審での勝訴

しかし、私達はAさんと相談し、控訴をしました。控訴審において、本件の債権者（原告）は債務者（A



さん）の無知につけこんで時効の利益を放棄させており、債権者の信頼は保護すべきものに値しないと主張しました。裁判所は、控訴審でのAさんの訴えを認め、債権者（原告）の請求を認めた原判決を取り消しました。

Aさんの場合には、控訴審でなんとか債権者の請求を認めないとする判決を得ることができましたが、昔の債権者からの訴状や請求書が届いた場合には、債権者と接触することなく、法律相談に行くことがいちばんです。

時効期間経過後に請求書等が送られてくることはよくありますので、ご注意ください。

発端

私の出身地・京都府乙訓郡大山崎町は、人口1万5000人ほどの町です。天王山の山裾にある「でっかいクラブ」は、全国でも数少ない専

子供たちの放課後を考える

——学童保育施設の小学校内移転案を巡って——



弁護士 藤原智絵

用の施設と敷地を持つ公設学童保育所であり、私が幼少期を過ごした場所です。1975年の設立以降40年にわたり、異年齢集団の中で独自の遊びが多数生み出され、地域の協力のもと子供たちの充実した放課後時間が展開されてきました。

しかし昨年末、町は突然「でっかいクラブ」の専用施設を取り壊し、隣接する小学校内に移転すると発表しました。この情報は、現役の親世代だけでなく、OBOG及びその親世代にも大きな衝撃を与えました。

学童保育を巡る

最近の動き

日本の学童保育は、1970年代から発展してきた50年以上の歴史を持つ社会福祉事業であり、今なおその拡充が望まれています。

2014年の国による「放課後子供総合プラン」は、学童保育を小学校内の余裕教室で行うことで、放課後子供教室との一体的な実施を推進しています。これは、働く女性の支援では意義を有する反面、学校内施設の利用促進により、子供の主体的

な生活や遊びの場が消失する危険性等について、当初から問題視されてきました。

「でっかいクラブ」の

小学校内移転が抱える問題

そしてこのたびの小学校内移転案。町は、本年3月議会で設計委託費の予算を成立させ、一気に移設工事を進める方針でした。

しかし、学童保護者や周辺住民、小学校保護者に十分な説明がなく、住民の声をないがしろにする町政に批判が集中しています。

また、法律や行政指針上、学童保育所は放課後子供が主体的な遊びと生活を行う場として位置づけられており、専門家も子供の発達上、学校教室とは独立した放課後空間の重要性を説いています。特に「でっかいクラブ」の遊びと生活の実践は、専用の施設を利用した創意工夫の上に培われてきたものであり、子供たちののびやかな成長を育んできました。しかし、このたびの小学校内移設は、こうした子供の居場所を喪失させることも意味します。

町は今

慎重な町政を求める署名は町内外で1万筆を超えました。移設反対を求める町民は、移設案の賛否を問う住民投票条例の制定を請求しましたが、本年6月に否決されました。町は今、歴史的に育まれた保育教育環境の転換点に立っています。法律家として、少しでも子供たちのためにできる支援をしたいと考えています。

あの居場所がなくなる

—仲間とふれあい成長できるでっかいクラブを移転しないで—



移転反対を訴えるOBOGクラブ

でっかいクラブは専用の施設と広場を持ち、独自の遊びを通じて子どもたちののびやかな成長を育んできた。全国に誇れる学童保育です。
この場所では、私たちは仲間とふれあう、ともに生きる力を身につけてきました。
学童保育は、「生活と遊びの場」。二山の小学校教室内への移転は、子どもたちの自由な居場所を奪い、地域の財産を失わせるものです。
今この場所を存続することを、私たちは願っています。

OBOGでっかいクラブを守る会



日弁連の調査で6月に訪れた
さわやかな初夏のオーストリア

鹿兒島には、「白熊」という
かき氷があります。天文館の「む
じゃき」というお店が発祥とか。
でっかいかき氷に、ミルクや
宇治茶、チョコレートなどをか
けて、それに果物が満載でのも
かっているたべもの。
最近、ふわふわのかき氷が作れ
る家庭用のかき氷器が人気とか。
自宅でかき氷。ビールより健
康的かな。

白熊

夏の風景



弁護士 山口健一

菜園挿話

弁護士 斉藤真行

これは鴨です。私が借りてい
る畑の、ジャガイモの畝の一角
に卵を産んで抱卵しています。
隣に水田があるので、私の畑を
「水辺の草むら」と思ったので
しょう。確かに今年はなかなか
畑に通えていませんでした。今
は、無事に雛が誕生するか心配
しつつ、この一角に近寄らない
ように野菜の世話をしています。

沖縄

弁護士 山口昌之

今年の夏、約20年ぶりに沖縄
に行きました。

前回は、大学1回生の夏、1カ
月かけて沖縄本島、八重山諸島
を回りました。当時はアルバイ
ト代をためて、船で沖縄まで
行って、キャンプ場でテントを
はって寝泊まりをするという
バックパッカーでの旅でした。
何度もトラブルに遭いながら、
無謀なこともしつつ、それを乗
り越え、生きていく力を身につ



けたような気がします。
写真は今年行った竹富島の海
です。海の美しさは、20年前と
全く変わっていないように感じ
ました。



これは誰？

一段落した後も引き続き住み
続けるのかもわからず、夏以降
の栽培計画が立ちません。
気を使ったり、心配したり、
しかも先が見えないこの夏で
す。

もう山頂は 行かないですが

弁護士 東尚吾

仕事の合間をぬって、車を運
転し休憩時間も惜しみ、毎度の
高山病に耐えながら、何度か富
士登山にトライしてきました。

ご来光を見ることができたこ
とから、富士山頂へのアタック
は一区切りができました。

苦行はもう十分だということ
ですが、富士山の側火山（標高
2693メートル）といわれる

しずかさはいずこ

弁護士 藤原智絵

閑さや岩にしみ入る蟬の声。
この季節になるといつも思い出
す句です。芭蕉のセンスに衝撃
を受けたのはいつのことだった
か。幼少期を育った天王山の山
の中、うっそうと茂る木々の中
にたえずみ、シャアシャアと降
り注ぐ声を聞きながら、次第に
心が穏やかになっていく瞬間が
大好きでした。

コンクリートに囲まれ、書面
と電話とパソコンの間を、時間



昔からやはり好きです、この味。

に追われて走り回る日々。しず
かさを見つめるのがずいぶんと
下手になりました。もう一度あ
の瞬間を見つきたい。そう思い
ながら、小さな手を引き、山肌
を踏みしめる夏です。



多少緑があります

宝永山はおすすめですが。宝永山
は宝永4年（1707年）の宝
永大噴火によって誕生したそう
ですが、高山病にかかることも
なく、気軽に、迫力ある景色を
楽しみながら散策できますので
良いですよ。

盆踊り

弁護士 枝川直美

娘達の通う保育園の保護者会役員をしています。保護者会主催の最大の行事が盆踊りです。お祭り当日に渡すお菓子やおもちやを買いに、松屋町に買い出しに出かけたり、子ども達一人一人に手渡すお菓子を袋詰めしたりと、準備をしました。

お祭り当日の最終準備の時、年長クラスのお母さんが「今年で終わりに思うと、感慨深いわー」と。私は、「あと何年保育園に通うかな…まだだいぶあるわ。」と思いました。きつと振り返ると、あつという間なんだろうと思います。行事は子どもの成長を感じる機会でもあります。来年の盆踊りも楽しみです。



八尾河内音頭まつり

税理士 山口裕之

私が生まれ育った八尾市では、毎年夏に「八尾河内音頭まつり」が開催されます。

昭和53年、市制30周年に始まり、今年で40回目となります。今年は、最多人数で踊る盆踊りの世界一に挑戦するために、参加者の募集も行われています。盆踊り世界一とは、参加者全員が5分間、同じ踊り方をする必要があります。現在の世界一は、東京都の八王子まつりの2130人だそうです。さすがにチャレンジする勇気はないですが、八尾河内音頭まつりは、思い出の夏の風景の一つです。

あさがお

事務局 塚本美幸

毎年、朝顔市からお届けくださる依頼者さんから、今年も爽やかな朝顔の一鉢をお届け頂きました。

7月半ばまで色とりどりの花を咲かせ、殺風景な事務所の窓際に夏の風景を添えてくれます。朝顔の花言葉は「平静」「爽やかな明日」だとか…。

「おはよう！今日も元気に笑顔

あつい夏を満喫したい。

事務局 北野佳名子



で過ごしましょう」の声が聞こえています。

小学生の頃の夏休みの宿題の定番だった朝顔の観察を懐かしく思い出します。



夏の風景で想い出すのは、花火、夏祭り、風鈴、麦わら帽子、海、いっぱいあります。蝉の鳴き声を聴くのも夏ならではのひと。朝顔や向日葵を見かけると、夏がやってきたんだなあ〜って思います。

過ごしやすい春が過ぎ、梅雨入りして梅雨が空けると、暑い夏がやってきます。眩しい陽ざしを浴びながら海に出かけたり、浴衣姿で花火を観たり、夏を満喫することいっぱいあります。

夏バテしないように、健康管理をしっかりして夏をたのしみたいです。

大切な時間

事務局 近藤裕子

暑いのが嫌いです。もともと暑がりのところ、ここ数年ある意味成長著しくさらに暑がりになっただけです。

それでも毎年夏の一定期間だけは、外に出てとにかく一生懸命遊びます。

野球観戦やらビアガーデンやらライブやらテーマパークやら旅行やら耐久リレーマラソンやらキャニオニングやら…とにかく思いつくことは何でも。この季節があるからこそ何があっても1年間踏ん張れるのかもしれない。

日常を離れ、大切な人たちとだけでのんびり過ごす何よりも大切な時間、この夏がまたきつとこれからの私を支えてくれます。



新しい夏

事務局 岡山幸代

夏といえば海

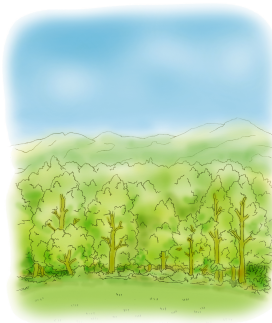
夏といえば花火

夏といえばかき氷

…というのが私の夏の定番でしたが、今年は山もいいなと思っています。

木の陰の涼しさと空気の良さ
に癒される事に加えて、最近では苔の魅力にはまりつつあります。日陰でも生き生きとしていて、よく見ると星のような形をしているものもあったりで、つい立ち止まってじーっと見てしまいます。興味のない人からするととても奇妙な光景だと思えますが、自分と同じ目線で苔を見ている人を見ると親近感が湧きます。

山登りを始めるにはまだ腰がひけてますが、今年から山も夏の定番にしようと思います。



夏祭り

事務局 八重垣有夏里



「だんだんと薄暗くなっている中、屋台の電気が付き始め、ヨーヨーやリングゴ飴を片手に持っている」

私がこのお題を聞いて最初に浮かんだ風景です。夏祭りというとなんだか特別な感じがしませんか？

普段着ない浴衣を着て大人びた気がするからか、夜なのに出歩いても怒られなかったからか、非日常を感じることができました。最近暑さに負けて茶道のお稽古の時以外では浴衣に袖を通す機会も無く、夏祭りにも行っていない浴衣を着て、夏祭りや京都にお出かけに行きたいなと思うこの頃です。

八重山病

事務局 國武あゆみ

社会人になってからは毎年夏になると必ずどこかへ旅行をしています。今回のテーマである夏の風景…と思いついて初めて最初に思いついたのが、八重山諸島の美しい風景です。青い海、青い空、自然の緑、ゆつくりと流れる島時間、島の美味しい特産品、島民の方との触れ合い、思わず何度も足を運んでしまふ、そんな魅力のある不思議な場所です。

人間と妖怪

事務局 吉田光範

今年、境港市を複数回訪れる機会に恵まれた。松江から堺港まではのんびりしたローカル列車に乗って約半時間だが、列車や駅の装飾、車内のアナウンス



その中でも西表島はマンダローブや天然記念物、絶滅危惧種を観察しながらのトレッキングも楽しめていちばんオススメの離島です。

夏もまた癒し

事務局 富田宏史

非日常的なことを体験するのは、刺激とともに「アツイ夏」も吹き飛ばしてくれます。

イルカと一緒に泳ぐのは、「癒し」を感じさせてくれました。最初はプールサイドであいさつしたりボールを使って遊んでみたり。イルカもそばに寄ってきた知らない人間が気になって、頭を出してチラリと見に来ます。浅瀬に入り、遠くでジャンプを繰り返したかと思うと、あつという間にそばまで泳いできます。魚をあげたり、慣れにくると「もつと触って」（皮膚をこすってもらいたいそうです）と体を押し付けてきます。

次の日には、2頭の背びれにつかまって一緒に泳いで…。頭の中が空っぽになっていくような感覚になりながら、こんな夏の風景もいいなあ。

水木氏が亡くなって今年で2年、天国の水木さんは今の日本の現状を見て「妖怪より人間の方がよほど恐ろしい」と嘆いているような気がする。



Bリーグ「西宮ストークス」を 応援しています



5月12日 試合観戦

当事務所は、2016年からプロバスケットボールチーム「西宮ストークス」(兵庫)のサポートカンパニーとしてチームを応援しています。

「西宮ストークス」は、2016年から始まった新トップリーグ「B・LEAGUE」の2部に所属し、Bリーグ元年の昨シーズン、B2初代王者とな

り、B1昇格を勝ち取りました。そして、5月30日、石橋選手・石塚選手・道原選手らが結果報告とあいさつに来てくださいました。選手たちからあいさつがあり、クリスタルの「優勝プレート」とともに全員で記念撮影をした後、所員それぞれが選手たちと記念撮影をし、公式Tシャツにサインをしてもらうなどし



「優勝プレート」とともに記念撮影 5月30日



て親交を深めました。

9月から始まる今シーズン、B1でも活躍されるよう、応援しています。

西宮ストークス 試合観戦

2017年5月12日、西宮市立中央体育館で行われた西宮ストークスVS群馬クレーンサンダーズの試合観戦に行きました。この試合に勝てば一部リーグ昇格という大事な試合ということで、会場に入るとすでに席のほとんどは観客で埋め尽くされていました。

試合はどちらも引かず接戦でしたが、西宮ストークスが第1クォーターでの9点差を守りきり、70対60で勝利を収めました。

スポーツ観戦をする機会があまりなかったので、プロ選手の生の試合の迫力に圧倒され、とても盛り上がる事ができました。

決勝戦でも勝利し、西宮ストークスは二部リーグで優勝しました。来年は一部リーグでの白熱した戦いを見られることを楽しみに、事務所全員で応援していきます！

(八重垣有夏里)

自己紹介

事務局 國武あゆみ



4月に入所しました國武あゆみと申します。久しぶりの法律事務所でのお仕事で慣れないことも多々ありますが、最近ではできることが少しずつ増えてきました。趣味で月1回和菓子教室へ通っております。和菓子作りはとても奥が深く、食べる人のことを考えて作られているものも多くあることに教室へ通い始めて気づきました。お仕事でもこうした相手への配慮を忘れず、今後も取り組んでいきたいと思っています。

1日も早く弁護士や税理士の先生を通じて依頼者の方々のお役に立てるよう頑張っておりますので、これからもどうぞよろしくお願いたします。



中之島図書館



少彦神社

当事務所がある北浜駅。北浜駅を出ると、大川と中之島公園が目の前に広がります。見晴らしがとってもいいので、川沿いのお店のテラス席は人気です。中之島公園を眺めながら川沿いを西へ歩くと、中央公会堂が見えてきます。

シリーズ
なにないの散歩道 (その4)

へ歩くと、少彦神社があります。こちらの祭神は葉の神様ということで、健康祈願で訪れる方も多いそうです。御朱印は季節や時期で種類があり、少し珍しい色鮮やかなものもあります。11月の神農祭は、露店なども出てとても賑わうそうです。

さらに進むと中之島図書館が見えてきます。図書館内は音が響きやすく、足音を立てるのも気を遣うほど静かな空間ですが、奥に進みたくなる不思議な空間です。普段は手に取らないような本にも、手を伸ばしてみようかなという気分にもなります。図書館独特の雰囲気がとても心地いいです。

図書館から北浜駅の方へ戻って、堺筋を南

足を止めたくなくなる建物やお店がたくさんある北浜界隈。気の向くままに歩いてみてお気に入りの散歩道を見つけたと思います。



(岡山幸代)

編集後記

雨が思ったより少ないなと感じていたところ、7月にかけて甚大な豪雨災害が九州・西日本を襲いました。早く元の生活を取り戻すことができませんように。お見舞いを申し上げます。

共謀罪の成立などキナ臭い動きがあるなかで、ひとりひとりの真に平和を求める気持ちが、憲法の掲げる価値を輝かせていることを信じて。

(富田宏史)

2015年1月に事務所を移転しています



- 京阪電鉄中之島「なにないの橋」駅3番出口を出て、なにないの橋(ライオン橋)を北側に徒歩5分
- 地下鉄堺筋線・京阪電鉄「北浜」駅26番出口を出て北側に徒歩5分

〒530-0047 大阪市北区西天満1丁目7番20号 JIN・ORIXビル6階

新しい事務所は駅から徒歩5分、阪神高速環状線「北浜出口」を降りてすぐ、とお越しいただきやすくなりました。

法律部門 TEL 06-6361-3234
税務部門 TEL 06-6361-3224
法律・税務共通 FAX 06-6361-0096

業務時間のご案内

月～金曜日 9:00～18:00

弁護士の手配により、18時以降の業務もあります。

休日＝土・日・祝祭日

※ご相談にお見えになる方は、前もってお電話で予約いただければ幸いです。業務時間外と休日は、留守番電話がみなさまからのメッセージをお受けしております。Eメールもご利用ください。

夏季休業 8月11日(金・祝)～15日(火)

ホームページ <http://yamaguchi-law.jp>
E-mail office @ yamaguchi-law.jp